

# 平成30年度事業計画

## 【I】各部門別の事業計画

### 1. 組織広報対策事業

#### (1) 会員の増員と組織の拡充

未加入県での新規会員の獲得並びに既加入県での追加加入のための入会案内のパンフレットを作成し、直轄会員制での入会、既加入県連を通じての入会に対し、広範な連携が可能となる組織作りを目指していく。

#### (2) 賛助会員及び特別賛助会員の加入促進

日鷲連の目的に賛同し、諸事業の推進にご協力頂けるとび・土工事業に関連する業者をそれぞれ特別賛助会員・賛助会員として募っている。今後も会員に対する様々な事業における連携や周知を図ると共に、より活動しやすい環境の構築等を整備し、加入の機会を広め、更なる促進を図っていく。

#### (3) 日鷲連青年部による組織の活性化

日鷲連青年部では、業界における技能労働者の高齢化等などによる業界を挙げての深刻な課題に対処すべく次代を担う若手会員の加入促進を目的に活動している。今年度においては、各ブロックリーダーの選出、青年部連絡網を作成する。また、若年者へのとび職に関する講演会の開催等を協議する。更に、未加入県連からの青年部会員1名以上の選出を推進し、青年部間のネットワーク構築に向け、会員名簿の配布、メルマガの配信など情報伝達形式の充実を図ることとする。

#### (4) 各種表彰申請制度の申請

多年にわたり建設業界や地域社会の振興と発展に貢献した役員、会員の方々を日鷲連として表彰するためにも、表彰申請に関する体制整備を図っている。功績の高い方々を、叙勲（1類・2類）、褒章、国土交通大臣表彰、同大臣顕彰（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課が申請窓口）、安全優良職長厚生労働大臣顕彰（建設業労働災害防止協会が申請窓口）の候補者として申請するために表彰選考委員会において協議し、選出基準を示した（一社）日本鷲工業連合会表彰規程に基づき、より適正な表彰申請体制を確保する。

#### (5) 日鷲連新聞の発刊及び日鷲連手帳の作成、配布

日鷲連の広報活動である日鷲連新聞は、現在隔月での発刊となっており、全会員へ直接郵送されるほか、関係団体、諸官庁にも送られている。

今年度についても、年 3 回程度の発刊を予定しており、日鷺連の事業活動、総会、理事会、各委員会等の諸会議開催状況等の事業周知、組織の P R を図ると共に、建設業に関連する諸政策の動向、建設業界の情勢、更には昨年度より実施している各会員企業のメリットにつながるための工具販売フェアの紹介や団体保険制度の加入に関する募集パンフレットの同封などを実施し、会員ニーズに応えられるよう配慮し、一層充実した内容での発行を実施していく。

#### (6)ホームページ内容の充実

会員の要望に適時に応えられる媒体として、ホームページはより重要な位置を占めている。今年度も日鷺連での各種会議の内容や各都道府県連における各種講習会の開催案内、諸官庁・関係団体からの周知依頼やバナー広告の掲載、会員ページの普及活用や機関誌との連動性をより検討し、情報発信を図っていく。

## 2. 経営雇用対策事業

### (1) 諸官庁・関係団体に対する要望・陳情

日鷺連では、昨年度より要望・陳情体制を一新し、顧問を通じ様々な要望を展開しており、今年度についても昨年同様に各会員に会議等での発信を元により政策的な組織作りを構築し、これまでのとび・土工工事業者を取り巻く諸問題について積極的に協議し、会員企業にとって実になるよう各関係機関に働きかけを行っていく。

### (2) 適切な健康保険への加入促進

優秀な人材確保と共に、現場の労働者を守るため、健康保険の加入は極めて重要な問題である。このため国土交通省、厚生労働省では建設業における加入を促進することとしており、我々専門工事業者においても、その対応は喫緊の課題となっている。ただし、業界においてはまだまだその認識は低く、当会では、母体団体である全国建設工事業国民健康保険組合からの加入促進に対する協力依頼を受け、各会員企業の福利厚生の一助として推進する。

### (3) 将来を担う人材の確保・育成

建設業界では人材不足が進行すると共に、若年入職者が減少するなどしており、優秀な人材を確保することが急務となっている。

当会では、こうした課題に取り組むべく、適正な賃金体制の確立が重要と位置付けており、各関係行政への発信や組織内においては、一昨年に設立した青年部の拡充、適正な健康保険・生保型団体保険への加入促進などの福利厚生事業に加

え、法務省より協力が求められている若年者への就労支援「少年院出院者への就労支援」により若年入職者の促進を実施し、業界の資質向上についての活動を積極的に図ることとする。

#### (4) 各種融資に関する情報提供及び指導

下請建設企業等に対する金融支援である「下請債権保全支援事業」、元請建設企業等に対する金融支援である「地域建設業経営強化融資制度」等の各種融資の存在は、厳しい経営環境が続く中で切要となるため、日鳶連新聞等を通じて周知を徹底する。

また、国土交通省が前払金制度と併せて公共・民間工事施工資金調達手段の「標準装備」となるべく普及に力を入れている「下請セーフティネット債務保証事業」についても、情報提供を図っていく。

#### (5) 建設産業構造改善事業について

建設業を取り巻く経営環境の厳しさを乗り切るためにも、経営基盤の強化、体質の改善の契機が必要である。よって、(一財)建設業振興基金が実施する「建設産業構造改善助成事業」により、当業界の改善の契機となるよう努める。

また、「建設産業体質強化支援緊急助成事業」も積極的に活用し、業界団体としての社会貢献、広報活動、地域活性化などの建設業振興活動を推進する。

#### (6) 建設雇用改善推進事業の活用促進

当事業は、建設産業の若年労働者の技能向上ならびに魅力ある職場環境の改善に取り組む事業者等に対して助成されるものである。日鳶連においては、建設労働者のキャリア形成が円滑に出来るよう、登録鳶・土工基幹技能者講習会や各種技能講習会、特別教育、技能検定研修会等に関する助成金案内に関して周知徹底を図っていく。

### 3. 総務対策事業

#### (1) 円滑な業務運営のための諸規定等の検討・整備

当会では、一昨年より組織体制の見直しに着手し、時勢に沿った諸規程の改訂を実施し、これまで業務の円滑化を図るべく、都度定款の改正や共済基金の改訂、会費規程の整備等を行ってきた。今年度は更なる事業との連動性を目的に、各規程の整備を行い、より高度で専門的な課題に対応出来る体制づくりを推し進めていく。

## (2)各種共済制度の加入促進

日鷺連では、現在福祉対策事業として、会員事業所を対象に明治安田保険サービス㈱による損害保険型団体保険と明治安田生命保険相互会社による生命保険型団体保険を取り扱っており、会員企業に対する福利厚生の実充を目指し、加入促進PRを総会、理事会、委員会で協議し、各ブロック会議並びに各都道府県連での総会、会議にて加入促進PRを実施している。

特に、平成31年3月1日に制度開始3年目を迎える生保型団体保険については、制度定着のための重要な年度であり、平成30年12月末日までの募集について加入者数のアップが求められる。そのためにも、今年度実施の加入アンケート調査等に対する会員企業からの返信や各都道府県会議での加入促進に組織を揚げて促進し、会員企業のより充実した福祉向上を図っていくこととする。

## (3)川島共済基金の適正運営

川島共済基金は相互扶助の精神に基づき、会員のための福祉事業として弔慰金、見舞金、長寿祝い金の支給を行い、昨年度は、実働に伴った支給金額の改訂を行った。今年度は、必要に応じて基金引当金、会則等の見直し、点検をしながら、適正な事業運営の確保について検討する。

## (4)関係福祉団体の加入促進の支援

(独)勤労者退職金共済機構が運営する建設業退職金共済制度(建退共)は、雇用形態が特殊で複雑な建設業界において利用しやすい退職金制度であることから、日鷺連会員にとっても従業員福祉の一環として重要なものである。日鷺連では、今年度も引き続き、契約者に対し共済証紙の労働日数分の確実な貼付、共済手帳の更新手続きの励行、退職時の共済手帳の引渡し、退職金の請求等についての周知を図る。

さらに、専門工事業者に対する各種共済制度の普及、加入促進として、(独)中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済制度」(経営者の退職金に当たるもの)、「中小企業倒産防止共済制度」(取引先が倒産したときに、貸し付けを行う制度)の普及、加入を促進し、会員企業の安心と安定を図る。

その他、各機関等による様々な共済制度等の新設に応じ、日鷺連新聞等を通じて、周知を図っていく。

## 4. 技術技能対策事業

### (1)各種作業主任者等技能講習及び安全衛生教育の実施による有資格者育成の促進

昭和47年に労働安全衛生法が施行されて以来、各種作業主任者等技能講習を

全国で開催、資格取得を促進してきた。しかしながら、近年若年入職者の減少などにより受講者数は、大幅に落ち込む傾向を示している。

このような状況の中、来年3月末日には、各都道府県労働局にて登録している技能講習の更新時期を迎えることとなり、日鷹連では、前回更新時からの実績等を確認し、各都道府県連での実施体制を見直し登録更新のための基準を策定するとともに、同じく更新を迎える各都道府県連より選出の講師養成のためのトレーナー教育などの管理者教育を実施していく。

## (2)技能士など国家資格取得の促進

厚生労働省所管の技能検定は、働く人々の有する技能を一定の基準に従って検定し、国として証明する国家資格である。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されている。更には、建設分野における外国人技能実習生の受入事業により外国人に対する制度の見直しが急務となっている。当会では、今年度もこのとび技能検定を志す人のために、技能検定ガイドブックを作成し、6月より受付・販売するとともに適正な外国人技能実習生の受入事業に対する能力評価制度について数か国語による教材等の教育システム構築を行政に示していくこととする。

更に、国土交通省所管の1・2級建築施工管理技士、1・2級土木施工管理技士といった、(一財)建設業振興基金及び(一財)全国建設研修センターが取扱っている資格取得のための情報提供を行っていく。

## (3)登録鷹・土工基幹技能者講習会の実施と普及促進

国土交通省から平成8年に発表された「建設産業の構造改善戦略プログラム」の「基幹技能者育成推進事業」に基づき、(一社)日本建設躯体工事業団体連合会との連携により鷹・土工基幹技能者講習会を平成17年より実施。平成20年には建設業法施行規則が改正され、国土交通大臣の登録を受けた「登録鷹・土工基幹技能者講習」の名称となり、その資格運営団体として新規受講者・修了更新者に対する講習会を実施している。更に、資格評価の普及によりこの程建設業法に伴う主任技術者の要件に登録鷹・土工基幹技能者が新たに追加され、講習の受講の気運は高まっており、当会においても各地区からの要請に応えるべく、トレーナー研修会を実施し、テキストを中心とした講習の実施を図ることとする。

#### (4)技能士カード等の発行及び各種修了証の再交付

日鷲連では、一昨年度より「技能士カード」の発行事業を開始。これは、とび1・2・3級技能検定合格者を対象にした「技能士」の称号を持つ者の任意の証明書であり、現場携帯により必要に応じて速やかな提示が可能となる。また、とび1・2級技能検定合格者については、「労働省告示第113号（昭和47年9月30日）」に基づき玉掛け作業に従事できる証明書として同様に「玉掛け資格証」の発行も従前どおり実施していくこととしており、再交付事業とともに、技能士合格者及び技能講習修了者等の利便性の確保を図るため、機関紙及びホームページでの会員事業所に周知していくこととする。

#### (5)技能五輪全国大会への協力

中央職業能力開発協会では、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の機運を醸成するため、1963年より技能五輪全国大会を54回開催。当会では第47回いばらき大会から「とび」職種が新たに加わり、昨年、第55回大会（開催地、栃木県）まで各地域の予選会方式で選抜された選手により実施された。

日鷲連では、引き続き第56回大会（開催地、沖縄県）に向けて、とび職種団体としての協力を行い、各委員・補佐員を選任すると共に、課題及び採点基準の作成に援助・協力を行っていく。